

越前市生涯学習リーダーバンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高度化かつ多様化してきている市民の学習要求に応えるため「越前市生涯学習リーダーバンク」を設置し、専門的な知識と技能を有した個人又はグループを指導者として登録し、生涯学習の一層の充実を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導分野)

第2条 指導の分野は、次のとおりとする。

教育等一般、人文・社会科学、自然科学、産業・技術、芸術・文化、体育・スポーツ・レクリエーション、家庭生活・趣味、市民生活・国際関係、その他（マスメディア）

(登録)

第3条 教育委員会は、次の条件を満たす者の中から、越前市生涯学習リーダーバンクに登録する。

(1) 越前市に在住又は在勤する個人又はグループ

(2) 各分野において、現在指導者として活躍中の者及び今後指導者として生涯学習の振興に尽くそうとする熱意のある者

(3) ボランティアとして活動できる者

2 前項に規定する登録は、本人の申出又は市内行政機関若しくは関係団体からの推薦により行うものとする。この場合において、推薦により登録しようとするときは、教育委員会は、登録する者の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の政治活動若しくは宗教活動又は営業活動をする者は、登録することができない。

(登録期間)

第4条 登録の期間は、2年とする。ただし、再登録することができる。

2 登録の切替えは、会計年度で行う。

3 本人の希望により登録期間中であっても登録を抹消することができる。

(活用)

第5条 指導者の紹介は、越前市生涯学習課が行い、利用に際しては登録者に直接依頼し承諾を得る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、越前市生涯学習リーダーバンク設置要綱の規定によりなされた行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別 表

指導分野及び内容

	中 分 類				
	0 1 教育等一般	0 2 人文・社会科学	0 3 自然科学	0 4 産業・技術	0 5 芸術・文化
小 分 類	①生涯学習一般 ②乳幼児教育 ③青少年教育 ④婦人教育 ⑤成人教育 ⑥高齢者教育 ⑦福祉教育 ⑧男女共同参画 ⑨その他	①人文・社会一般 ②心理学 ③哲学・宗教 ④歴史・地理 ⑤政治・経済 ⑥法律 ⑦財政・統計 ⑧社会問題・労働 ⑨社会学 ⑩教育学 ⑪民俗・習慣・文化財 ⑫郷土史（誌） ⑬その他	①自然科学一般 ②数学・計算 ③物理・原子 ④化学・実験 ⑤天文・地学 ⑥動物・植物 ⑦生物・博物 ⑧医学・薬学 ⑨その他	①産業・技術一般 ②農林・畜産 ③水産 ④商業・経営 ⑤土木・建築 ⑥機械・電気・ 電子 ⑦交通・観光 ⑧通信 ⑨コンピューター ⑩その他	①芸術・文化一般 ②美術・工芸 ③書道 ④音楽・芸能 ⑤舞踊 ⑥演劇 ⑦画像・映像 ⑧文学・文芸 ⑨茶道・華道 ⑩その他

	中 分 類			
	0 6 体育・スポーツ・ レクリエーション	0 7 家庭生活・趣味	0 8 市民生活・国際関係	0 9 その他 (マスメディア)
小 分 類	①体育・スポーツ・レクリエーション一般 ②体操 ③陸上競技 ④球技 ⑤格技 ⑥水泳・漕艇 ⑦スキー・スケート ⑧登山・野外活動 ⑨レクリエーション・体力づくり ⑩その他	①家庭生活・趣味一般 ②生活科学 ③家庭医学 ④衣生活 ⑤食生活 ⑥住生活 ⑦礼儀・作法 ⑧手芸・編物 ⑨娯楽 ⑩園芸 ⑪その他	①市民生活・国際関係一般 ②コミュニティ ③ボランティア ④余暇活動・レジャー ⑤公衆・食品衛生 ⑥精神衛生 ⑦国際理解・協力 ⑧語学 ⑨環境問題 ⑩その他	①マスメディア ②新聞 ③出版・広告 ④放送 ⑤その他

